

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県環境基本条例			
条 例 番 号		平成8年神奈川県条例第12号	法 規 集	第5編第1章	
所 管 室 課		環境農政局環境部環境課			
条 例 の 概 要		現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活を確保するため、環境の保全及び創造に関する基本理念等を定めるもので、本県の環境施策の基本的な方向づけをなすため必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考	
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、第1条のとおり、現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活を確保するため、環境の保全及び創造に関する基本理念等を定めるもので、本県の環境施策の基本的な方向づけをなすものであるため、引き続き必要である。		目的規定に「神奈川県環境基本条例の本旨を達成すること」を定めている条例の例 神奈川県環境影響評価条例、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、神奈川県資源の循環的な利用等の促進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例、神奈川県地球温暖化対策推進条例等	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	条例は第7条で、基本理念に則った環境施策を推進するうえでの基本的な計画（環境基本計画）を定めることとし、第8条は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の実施等に当たっては、環境基本計画との整合を図ることを求めている。このように、環境基本計画を中心とした環境の保全及び創造に関する施策の総合的、計画的な推進を図る仕組みは、この条例を根拠に構築されている。 多岐にわたる行政分野の環境施策を基本理念に則り総合的、計画的に推進していくため、本条例は有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	条例に基づき、上記のような環境施策を総合的、計画的に推進するための仕組みが構築されており、本条例は効率的に機能している。			

	基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合しているか。	条例に基づき定める環境基本計画は、総合計画である「新かながわグランドデザイン」(基本構想)の政策分野「環境・エネルギー」の軸となる個別計画に位置づけられ、同計画に基づき県が取り組む施策の基本方向も総合計画と整合が図られていることから、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 憲法、法令に抵触しないか。	本条例で規定している環境の保全及び創造に関する取組の推進に必要な事項は、憲法や法令に抵触するものではない。	
	その他		
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		